

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年 1月17日

分任支出負担行為担当官
新潟港湾・空港整備事務所長
佐 瀬 浩 市

1. 調達内容

- (1) 件 名 A重油購入（3月分） <電子入札対象案件>
- (2) 調達物品名及び数量 A重油（JIS1種2号） 100,000ℓ
- (3) 納入期間 平成31年3月6日から平成31年3月11日までの間で当局が指定する日
- (4) 納入場所 横浜市磯子区新杉田町12番地
ジャパンマリンユナイテッド株式会社 横浜事業所 磯子工場内
北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所
所属船舶 「白山」油槽
- (5) 入札方法
入札者は、総価を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子調達システムの利用
本案件は、証明書等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売（燃料類）」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、手続開始の申立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
 - ① 手続開始の決定を受けていること。
 - ② 手続開始の決定後、以下のア)～ウ) を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
 - ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
 - イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
 - ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等） 詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成27年12月24日付官報）による。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（平成13年法律第55号）の規定に基づく、石油販売業

の届け出をしている者であること。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に北陸地方整備局から指名停止の通知を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (7) 別冊入札説明書に明記の競争参加資格確認のための資料を提出した者であること。
- (8) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

3. 入札書等の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒951-8011 新潟市中央区入船町4丁目3778番地
新潟港湾・空港整備事務所 品質管理課 港湾施設監査官
電話025-222-6111 FAX 025-222-6141
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記(1)の問い合わせ先に同じ
- (3) 紙入札方式による申請書等及び入札書の提出場所
上記(1)の問い合わせ先に同じ

4. 入札手続き等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び期間
交付場所：上記3.(1)の問い合わせ先に同じ
交付期間：平成31年1月17日（木）から平成31年2月12日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで無償にて交付する。
- (2) 電子調達システムによる申請書等の提出期限及び紙入札方式による申請書等の提出期限
平成31年1月28日（月） 12時00分
- (3) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限
平成31年2月12日（火） 16時00分（必着）
- (4) 開札の日時及び場所
平成31年2月13日（水） 10時30分
新潟港湾・空港整備事務所 入札室
- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

5. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
 - ① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システム内の電子くじにおいて落札者を決定するものとする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他
詳細は入札説明書による。